

樞密院會議筆記

一 遞信省官制中改正ノ件
一 朝鮮總督府官制中改正ノ件

大正十年七月六日(水曜日)午前十時二十五分開
議

聖上臨御不被為在

出席員

清浦副議長

顧問官

伊東顧問官

十六番

細川顧問官

十九番

金子顧問官

廿一番

南部顧問官

廿二番

都筑顧問官

廿三番

濱尾顧問官

廿五番

曾我顧問官

廿六番

穗積顧問官

廿七番

安廣顧問官

廿八番

岡部顧問官

廿九番

黒木顧問官

三十番

久保田顧問官

卅二番

富井顧問官

卅三番

井上顧問官

卅四番

平山顧問官

卅五番

石黒顧問官

卅六番

有松顧問官

卅七番

倉富顧問官

卅九番

松岡顧問官

四十番

關席負

山縣議長

皇族

裕仁親王

一番

貞愛親王

二番

載仁親王

三番

依仁親王

四番

大臣

原 内閣總理大臣 五番

加藤海軍大臣 六番

内田外務大臣 七番

高橋大藏大臣 八番

山本農商務大臣 九番

床次内務大臣 十番

中樞文部大臣 十一番

野田逋信大臣 十二番

元田鐵道大臣 十三番

大木司法大臣 十四番

山梨陸軍大臣 十五番

顧問官

樺山顧問官 十八番

九鬼顧問官 二十番

三浦顧問官 廿四番

一木顧問官 卅一番

珍田顧問官
卅八番

委員

横田法制局長官

各件ニ付

秦 逋信次官

宮崎逋信書記官

以上逋信省官制中改正

川村拓殖局長官

朝鮮總督府官制中改正

報告員

二上書記官長

書記官

清水書記官

入江書記官

村上書記官

堀江書記官

議長(清浦)之ヨリ會議ヲ開ク

逋信省官制中改正ノ件

朝鮮總督府官制中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題トス第一讀會ヲ開

キ朗讀ヲ省略シ直ニ審査報告ヲ為サシム

報告負(三上)謹テ此ノ二件ヲ審査スルニ

(第一)逋信省官制中改正ノ件ノ内容ハ左ノ如

シ

(一)同省官制ニ一條ヲ追加シ大臣官房ニ於テ

ハ各省官制通則ニ掲クル事項ノ外尙逋信

事業従事員ノ養成保健ニ關スル事務及滯
信博物館ニ關スル事務ヲモ掌ル旨ヲ定メ
ムトス此等ノ事務ハ從來ニ於テモ事實上
之ヲ大臣官房ニ於テ管掌セシカ各省官制
通則ニ於テハ大臣官房ノ所管事項ヲ制限
セルカ故ニ茲ニ明文ヲ以テ特ニ之ヲ定ム
ルコト穩當ナリト認メ近時ノ他省官制ノ
例ニ倣ヒテ規定ヲ整理セムトスル趣意ナ
リ

(二) 從來逋信省事務官ノ職務ハ唯通信ニ關ス

ル事務ヲ掌ルニ在リシモ之ヲ改メ各般ノ
省務ヲ分掌セシムルコトトセムトス

(三) 諸般事務ノ増進ニ伴ヒ職員ノ定数ヲ増加
セムトス即チ(一) 通信事業ノ増進ニ隨ヒ外
國通信ニ關スル事務ノ為書記官一人、經理
事務ノ為事務官一人、事業用器具機械ノ設
計及改良ニ關スル事務ノ為技手一人ヲ増
シ(二) 電氣事業ノ監督事務ノ為書記官一人、
技師五人、屬七人、技手八人ヲ増シ(三) 逋信事
業従事員ノ養成機關タル逋信官吏練習所

ノ教官ニ充ツル為事務官一人、技師四人、
技手各一人ヲ増シ、(二)海負勞働問題ニ關ス
ル調査事務ノ為事務官、各一人ヲ増シ、(ホ)
船用品ノ検査事務ノ為技師、技手各一人ヲ
増シ、(ハ)建築營繕事務ノ為屬一人、技手四人
ヲ増シ、(イ)海底電線布設船乗組員タル技手
二人ヲ技師ニ引上ク、尚從來勅任ト為スコ
トヲ得ル技師ノ定數ハ四人以内ナリシモ
今回一人ヲ増シテ之ヲ五人以内トス

第二朝鮮總督府官制中改正ノ件ハ專テ同府

職負ノ定數ノ増減ニ關スルモノニシテ即チ

(一)各種教科書編纂事務ノ為編修官、編修書記

各三人ヲ増シ、(二)朝鮮私設鐵道令及朝鮮私設

鐵道補助法ノ施行ニ伴フ事務ノ為屬四人、技

手二人ヲ増シ、(三)國有森林經營事務ノ為技手

七人ヲ増シ、(四)朝鮮ノ事情ヲ適宜ノ手段ニ依

リ宣傳スルノ事務ノ為屬二人ヲ増シ、(五)朝鮮

取引所稅令ノ事務ノ為屬一人ヲ増シ、(六)先般

總督府ノ外ニ朝鮮總督府專賣局ナル獨立官

廳ヲ設ケ專賣ニ關スル事務ヲ總テ同局ニ移

シタルノ結果從來其ノ事務ニ充テタル總督
 府ノ職負ヲ此ノ際減少整理ス
 要スルニ此ノ二件ハ孰レモ事務ノ増進ニ伴
 ヒテ職負ノ定数ヲ増加シ併セテ規定ヲ整理
 セムトスルモノニシテ別ニ支障ノ虞ナキニ
 付二件トモ此ノ儘可決セラレ然ルヘシト思
 料ス
 右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス
 二十五番(濱尾) 今回ノ逋信省官制中改正ノ件
 ニ關シ技術官中勅任ニ進ムルコトヲ得ル人

負ノ點ニ付政府ノ詮議ノ次第及當局ノ意見
 ノ在ル所ヲ承リタシ
 近來各省ノ事務ハ益學術的技術的ニ進ミタ
 ルニ拘ラス關係省ニ於テ技術官ヲ待ツコト
 薄キノ感アリ實際技術官ノ待遇ハ事務官ニ
 比シテ薄キヲ免レス為ニ帝國大學工學部農
 學部等ノ學術方面ヨリ出身シ成績優秀ナル
 者多年官途ニ奉職シテ折角事務ニ熟練シ之
 ヲリ大ニ功ヲ奏セムトスルニ至リ不平ヲ抱
 キテ職ヲ辭シ他ニ移ルノ實例アルコトハ當

局ニ於テモ既ニ諒承セラルルコトト信ス之
ヲ帝國大學法學部出身者ニ比較スルニ技術
官ハ容易ニ勅任ニ進ムコトヲ得サルニ反シ
テ事務官ハ年限經過スルト共ニ直ニ局長ト
為リ勅任ニ進ムカ故ニ技術官ハ數年後ニ學
校ヲ出身シタル者ノ下風ニ立キテ其ノ指揮
ヲ受クルコトト為リ不平少カラサル事情ハ
當局ニ於テモ疾クニ諒知セラルル所ナルハ
シ殊ニ近來諸官省ニ於テ書記官事務官等ハ
本官奏任ナルモ一定ノ年限ヲ經過セハ勅任

ノ待遇ヲ與ヘラルルコトト為リ永ク官途ニ
止マラシムルノ途開カレタルハ畢竟官吏ノ
交迭ヲ少クスル所以ニ至テ至極結構ノ措置
ナリ然ルニ技術官ニ關シテハ從來ノ制度ニ
何等變更ヲ加ヘラレタルコトナク本案ノ如
キニ於テモ技術官六十人中僅ニ五人文々勅
任ト為ルコトヲ得ルニ過キス總數ニ對シテ
ハ十分ノ一二モ足ラサル數ナリ此ノ問題ハ
獨リ逋信省ノニ關スルモノニ非ス鐵道省
農商務省等ニ於テモ技術官ヲ待遇スルコト

甚夕薄キ感アリ之カ為近年大學出身者中ニ
優秀ナル技術官ヲ求メ之ヲ永ク官途ニ止
ラシムルコト困難ト為リ意テ技術ノ發展ヲ
圖ル上ニ於テ遺憾少シトセズ就テハ總定員
ノ十分ノ三位ハ勅任ト為シ得ルコトトシタシ
斯ノ如ク技術官ヲ優遇スルハ官業ノ技術ノ
進歩ヲ計ル所以ニシテ極メテ必要ノ處置ナ
リト信ス海軍省ニ於テハ帝國大學工學部機
械科造船科等ノ出身者ヲ登用シテ少將中將
ノ階級ニ上ルコトヲ得シメ武官トノ間ニ平

衡ヲ保タシメタルニ由リ海軍ノ造船業大ニ
進歩シ本邦人ノ手ヲ以テ總テノ造船ヲ為シ
得ルニ至リタルコトト考フ即チ今後技術官
ノ待遇上ニ付特ニ詮議セララルコト必要ナ
リ之ニ付テハ穂積顧問官ニモ御意見アルコ
トト存ス技術官ニシテ優秀ナル者少カラズ
其ノ待遇ニ付テハ政府ノ為掛念ニ堪ヘサル
モノアリ獨リ本案ノ問題ノニ止マラス總
ニテ政府ハ技術官ノ待遇ニ付如何ナル詮議
ナルカ本日ハ内閣總理大臣ノ出席ナキモ法

制局長官等ヨリ辯明ヲ聽クヲ得ハ幸甚ナリ
 余ハ敢テ本案ヲ修正スヘシト言フニ非サル
 モ今後鐵道省農商務省等ノ技術官ノ待遇ニ
 付詮議ヲ要スヘキニ付此ノ場合一言ニテ政
 府ノ意見ヲ聞カムト欲ス
 二十一番(金子) 唯今濱尾顧問官ノ御質疑ハ大
 躰技術官ノ待遇ニ付テノ内閣ノ方針ニ關ス
 ルコトト拜聽セリ其ノ前ニ一應顧問官各位
 ニ御相談致シタキコトアリ今日ハ内閣大臣
 ハ一人モ出席ナシ本院會議ハ 陛下臨御ノ

上各大臣少クトモ主管大臣ヨリ提案理由ノ
 大體ヲ説明シ各顧問官可否ヲ討論スルノ慣
 例ナリ先般某内閣ノ際大臣カ一人モ出席セ
 サリシ為種々質問アリタルモ今日ハ延會トス
 ヘシトノ發議出テ多數ノ同意ヲ得テ遂ニ延
 會ト為リタルコトアリト記憶ス爾來内閣大
 臣ハ必ス少クトモ一人ハ出席シテ閣議決定
 ノ趣旨ヲ説明スルコトト為レリ是レ樞密院
 ノ慣例ナル處今日ハ此ノ慣例ニ戻リタル會
 議開カレタリ余ハ業山ニ細末ノ事ヲ巨大ニ

言立ッルニ非サルモ從來ハ必ス大臣ノ出席
アリタルニ今日ハ責任アル大臣一人モ出席
ナキハ如何ナル譯ナルカ又唯今濱尾顧問官
ノ御質問ハ逡信農商務大藏内務等ノ各省ニ
關聯之内閣全體ノ方針ニ關スル問題ナリ既
ニ大臣ノ出席ナクニテ會議ヲ開クコト從來
ノ慣例ニ反スルノミナラス濱尾顧問官ヨリ
右様ノ質問アリ今日重ネテ前年同様ノ論議
ヲ繰返スコトト為リタルハ遺憾至極ナリ之
ニ付テノ議長ノ御考ハ如何

議長(清浦)

二十一番ノ御説ハ至極御尤ナリ御
説ノ通り國務大臣ノ出席ナキ為延會シタル
先例アリ今日逡信大臣ハ病氣ノ為出席出来
ス又總理大臣ハ他ノ公務差支ノ為何分ニモ
繰合セ難シトノコトニテ孰レモ已ムヲ得サ
ル次第ナカラ右ノ先例ハ承知セルカ故ニ如
何歟ト思ヒシモ究ニ角既ニ多数顧問官叅集
セラレタルコトニモアリ今日ノ會議ハ此ノ
儘開會ニ將來ノ事ニ付テハ篤ト内閣ニ其ノ
趣ヲ通知セハ可ナラムトノ考ニテ此ノ會ヲ

開キタル次第ナリ其レヨリ以上濱尾顧問官
ノ御質問ノ如キハ獨リ逋信省ニ關スルノミ
ナラス各省ニ關スル問題ナルカ故ニ總理大
臣ノ答辯ヲ要ストスルカ又ハ法制局長官ノ
答辯要領ヲ得ハ可ナリトスルカ即チ今日ノ
會議ヲ續行スルカ否カニ付テハ多數顧問官
ノ御意見ヲ酌ミテ始末スル考ナリ
三十二番（久保田 余モ今日國務大臣ノ出席ナ
キコトヲ議長ニ伺ハムト思ヒ居リニ折柄先
刺金子顧問官ヨリ余ノ言ハムトスル所ヲ略

盡サレタリ余カ顧問官拜命以來今日迄数年
間會議ニ列席シタルニ内閣大臣ノ一人モ出
席ナカリシコトハ一回モナク今日始メテ此
ノ場合ニ遭遇シテ大ニ惑ナキ能ハス元來此
ノ樞密院會議ハ重大ナル會議ニシテ憲法ニ
定メラレタル大綱ノ御諮詢ニ基キ開カルル
モノニシテ 陛下ノ臨御アルヲ常例トシ臨御
ナキモ玉坐ノ設アリテ臨御アリタルト異ナ
ル所ナシ國務大臣ハ樞密院ハ御諮詢アラム
コトヲ奏請スルニ付重大ナル關係アルコト

ト存ス從テ此ノ會議ヲ開カルルニ付テハ必
ス内閣へ通知アル次第ニシテ萬一一人ノ國
務大臣モ出席セサルトキハ會議ヲ開カス之
ヲ延期セラルヘキコトト考フ今日ノ問題ハ
此ノ問題トシテハ格別重要ナルモノトハ思
ハス官制ノ一部分ノ改正ニ過キサルモノナ
リ然レトモ官制ノ改正其ノモノハ實ニ重大
ナリ今日ノ此ノ問題ハサノニ重大ナラサル
モ官制ノ改正ハ重大ナル事ト考フ現ニ先刻
ノ濱尾顧問官ノ御質問ノ如キハ官吏ノ任用

上重大ナル關係アリ今日法制局長官其ノ他
ヨリ答辯アルヘキモ斯ノ如ク重大ナル方針
ニ關シテハ國務大臣自ラ其ノ意見ヲ述ヘテ
本官等ノ質疑ニ答辯セラルルニ非サル以上
法制局長官其ノ他ノ意見ヲ以テ満足スルコ
ト能ハスト存ス今日ノ事ハ今後ノ例ト為ル
カ故ニ國務大臣カ出席シテ明ニ其ノ方針ヲ
説明セラルルコト必要ナリ今日ハ逓信大臣
病氣ノ為ニ俄ニ缺席ノ餘儀ナキニ至レリ今
後ハ必ス國務大臣出席スヘシトノコトナラ

ハモ斯ル事ハ一例カ後日ニ残り易ク遂ニ國
務大臣ノ出席ナクシテ此ノ會議ヲ開クコト
ト為リテハ實ニ輕カラサルコトナリ先年國
務大臣ノ出席ナキ為會議ヲ延期セラレタル
先例アリトノコトナレハ尚更今日國務大臣
ノ出席ナクシテ此ノ會議ヲ開クコトハ後來
ニ影響スル所アルヘシ十分各位ノ御考慮ア
ラムコトヲ請フ

議長(清浦) 今日ノ會議ハ國務大臣ノ出席ナク
トモ之ヲ繼續スルカ又ハ國務大臣ノ出席ナ

キニ由リ一旦之ヲ閉チ他日其ノ出席ヲ待チ
テ更ニ會議ヲ開クヘキカハ各位ノ意嚮ヲ酌
シ之ヲ決スヘキカ之ニ付政府側ニ於テ何カ
述フヘキ事ナキカ

委員(横田) 今日總理大臣及逋信大臣ノ缺席ニ
シテハ甚夕恐縮ノ次第ナリ實ハ逋信大臣ハ
昨夜迄ハ今日出席出来ル筈ナリシ次第ニテ
總理大臣ハ今朝餘儀ナキ公務上ノ會見ヲ約
束シタルニ今朝ニ至リ逋信大臣ハ急ニ下痢
ヲ起シ缺席スルノ已ムヲ得サルニ至リ他ノ

國務大臣ハ豫期以外ノ事ナル為急遽出席ス
ルノ間ニ合ハス此ノ趣ハ開會前小官ヨリ當
院書記官長ニ申出テタルニ書記官長ヨリ之
ヲ以テ今後ノ例ト為スヘカラサル旨御申聞
アリ遂ニ開會セラレタルカ豫期以外ノ出来
事ノ為斯ノ如キ失態ヲ見ルニ至リシ始末ナ
リ本案ハ出来得ヘクハ今日ノ會議ニテ御結
了アラムコトヲ願フ實ハ朝鮮總督府ノ官制
改正ハ同府當局ニ於テ成ルヘク早ク施行シ
タキ希望アリ又遞信省ノ官制改正案ハ法制

局ニ於テ審査ニ手間取リタル事情アリ當局
ニ於テハ其ノ施行ヲ急キ居ル次第ナルニ付
右等ノ實情ノ下ニ幸ニ各位ノ御諒解ニ預ル
コトヲ得ハ當局トシテ誠ニ有難キ仕合ナリ
濱尾顧問官ノ御質問ニ對シ小官丈ケノ考ヲ
申述ヘムニ此ノ趣旨ノ御質問ハ濱尾顧問官
ヨリ諸般ノ法令ニ關聯シテ既ニ二三回發セ
ラレ其ノ當時總理大臣ヨリ答辭シタルコト
アリト記憶ス政府トシテハ技術官ヲ重用ス
ヘシトノ技術官側ノ要求ニ對シテハ法令ヲノ

許ス限り最大ノ考慮ヲ拂ヒ出来得ル限り其
ノ途ヲ開ク積ナリ乍併文官任用ノ制度ヲ根
本ヨリ改定スル法律經濟ノ學ヲ修メタル者
ト技術ノ學ヲ修メタル者トヲ同一ニ取扱フ
ノ仕組ト為スカ否カニ付テハ目下考慮中ニ
シテ未夕成案ヲ得ルニ至ラズ現今ノ制度ニ
於テ銓衡任用ヲ行ヒ又勅任ノ定員ヲ増スコ
ト等ニ付テハ鐵道農商務等ノ各省ニ於テ技
術官ノ待遇ヲ善クスル為頗ル寛容ノ態度ヲ
執リツツアル積ナリ

二十一番(金子) 唯今久保田顧問官ヨリ本官ト
同感ナル旨ノ御意見アリ此ノ案ハ簡單ニシ
テ差支ナキモ先刺議長ヨリモ宣告アリタル
通り樞密院ノ組織ニ考へ其ノ年来ノ慣例ヲ
破ルコトハ慎マサルヘカラス殊ニ玉座ノ前
ニ於テ本官等列席シ又内閣大臣ハ其ノ職權
上顧問官トシテ列席スルモノニシテ若シ遞
信大臣病氣不参ナレハ他ノ大臣出席シテ可
ナリ從來主管大臣ノ出席ナキ為他ノ大臣繰
合セ出席ストノコトニテ之カ為三十分間モ

開會ヲ猶豫シタルコトアリ斯ノ如キ本院ノ慣例ヲ
破ルコトヲ本官等ニ於テ認諾スルハ將來ニ
惡慣例ヲ殘スモノナリ本院ノ場所柄ハ上下
兩院トハ全ク異ナリ玉座ノ前ニ於テ審議ヲ
為スニ當リ責任アル大臣カ一人モ出席セザ
ルハ如何斯ノ如キ事許サレニ於テハ本官
等ニ對スル政府ノ態度如何カト思フ總理大
臣公務差支通信大臣病氣トコトナラハ閣議
ニ參與シタル大臣一人ニテモ出席セハ主管
大臣ナラサルモ形式上ハ之ニテ可ナリ今日

再ニ此ノ問題ヲ惹起シタルハ遺憾至極ナリ
先年某内閣ノ當時問題ト爲リ將來ハ必ス大
臣出席ストノコトニテ其ノ後或ル時電話ニ
テ急遽大臣ヲ呼寄セタルコトアリ斯ノ如キ
慣例ヲ破ルコトハ宜シカラズ特ニ各位ノ御
考慮ヲ希望ス

議長清浦 先刻來二十一番ノ御發議アリ其ノ
他ニモ同様ノ意見ヲ抱カルル向アリ本日ノ
議題ハ案其ノモノトシテハ極メテ簡單ナル
カ如キモ國務大臣ノ出席ナキヲ以テ議事ヲ

延期ニタル先例アルコトハ本官モ承知スル
所ナルニ付旁今日ノ會議ハ延期ト今日ハ之
ニテ閉會ス

(午前十一時閉會)

副議長子爵清浦奎吾

書記官長二と兵衛

書記官

村上恭一

堀江季雄